

令和5年度 白石地区いちごトレーニングファーム第6期研修生募集要領

白石地区いちごトレーニングファームでは、県内外の地域から移住および就農してもらうために希望者を広く募集し、農業研修生として農業全般に従事し、農業の担い手として自立および地域への定着を図ります。

研修期間中は行政・JAなど関係団体が連携して取り組み、研修等に必要な経費の助成と指導・助言を行い、研修後は白石町で農業経営を開始し、地域農業の担い手として農業を営む志のある人を育てます。

1. 研修期間

農業研修生の研修期間は、令和6年5月1日から原則2年間とする。ただし、都合により延長等もあり得る。

2. 資格要件

- (1) 日本国籍を有し性別は問わない。研修開始日における満年齢が18歳以上、就農開始時に概ね50歳未満であること。(就農開始時に50歳以上の場合は支援内容が変更となる)
- (2) 応募の際、佐賀県外在住の方は、研修開始時に白石町に住民登録ができ、かつ2ヶ年以上継続できること。
- (3) 研修終了後も引き続き白石町内に在住して農業経営を開始し、5年以上農業に従事できる者。近い将来、地域農業の担い手として農業を営む志があるもの。ただし、白石町を除く佐賀県内に居住する研修生は、研修終了後、居住地においていちご経営を開始することができる。
- (4) 本事業における研修は、単なる体験農業ではなく、生業としての農業経営を目指し、農業技術や農業経営力等を身につけるための研修制度を十分理解し、農業研修、就農について家族の同意を得ていること。
- (5) 普通運転免許証を所持し、一般的なパソコン操作ができること。
- (6) 新規就農のための準備金として、概ね300万円以上の自己資金を有すること。

3. 研修内容

農業講座（講習会）、農業実践研修、その他農業経営に関する各種研修会、地域活動等。

4. 募集人員

- (1) 農業研修生の採用人数は4人以内とする。
- (2) 応募者多数の場合は、白石町内に居住し就農される方を優先する。

5. 研修および就農支援

- (1) 研修を開始するにあたり「新規就農者育成総合対策(就農準備資金)」の申請を行い、承認されれば支給を受けることができ、研修期間中の生活費に充てることができる。申請には手続きが必要なため、協議会にてサポートする。
- (2) 研修終了後の就農にあたり、居住地の選定、農地斡旋、施設設置および資金調達等についてサポートする。
- (3) 就農後、「新規就農者育成総合対策(経営開始資金)」の申請を希望する場合も協議会でサポートする。

6. 研修時間

1日8時間、月20日を基本とするが繁忙期や作業の状況によっては変更できるものとする。座学研修等を含み月160時間とする。

7. 研修の中止

研修生規則に反する行為や自己都合による研修中止となった場合、研修に係る実費相当分の支払いを求める場合がある。また、新規就農者育成総合対策の返還も求められることもある。

8. 自己資金

就農にあたりいちご栽培に関わる農業機械や小農具費、就農当初の生活費等が必要となる。そのため、自己資金(就農準備金)が必要となるため、300万円程度を準備可能な方とする。また、研修期間中における自身の生活に関する経費については、研修生の負担とする。

9. 募集期間

募集期間は、令和5年5月1日から令和5年12月1日までとする。募集人員に満たない場合は、再募集を行う場合もある。

10. 応募期間および締切

応募申込書の受付期間は、令和5年12月1日までとする。

(当日消印可)

11. 選考審査

白石地区いちごトレーニングファーム関係団体による書類選考、面接審査を経て選考結果を本人に通知する。選考通知を受けた農業研修生は、速やかに契約書を提出し、農業研修契約書を締結することとする。